

平成 20 年度 実施
専門職大学院第三者評価
評価報告書

日本社会事業大学大学院
福祉マネジメント研究科

平成 21 年 3 月

日本社会事業大学
専門職大学院第三者評価委員会

目 次

I	日本社会事業大学専門職大学院第三者評価委員	1
II	自己評価及び第三者評価の実施概要	2
III	第三者評価委員会記録	3
IV	日本社会事業大学専門職大学院に対する第三者評価結果	5
I	評価結果	
II	総評	
III	基準毎の評価	
	基準 1 使命・目的・教育目標	
	基準 2 入学者選抜	
	基準 3 教育課程	
	基準 4 教育の質の向上及び改善	
	基準 5 教育組織等	
	基準 6 教育環境及び運営	
	基準 7 学生への支援体制	
	基準 8 情報公開・説明責任	
	【大学評価・学位授与機構認証評価－基準】	
	基準 10 財務	

I 日本社会事業大学専門職大学院第三者評価委員

1. 委員長 高橋重宏（日本社会福祉教育学校連盟副会長）

2. 委員名簿 10名（委員長1名、委員9名）

区分（機関名）		評価委員名	
1	日本私立大学協会	淑徳大学学長	長谷川 匡俊
2	(社)日本社会福祉士会	常任理事（新潟県社会福祉士会会长）	松山茂樹
		元副会長（いけだ後見支援ネット）	池田恵利子
3	(社)日本社会福祉士養成校協会	副会長(ルーテル学院大学学長)	市川一宏
4	(社)日本社会福祉教育学校連盟	副会長(東洋大学社会学部教授)	高橋重宏
		大学院教育検討委員会委員 (上智大学総合人間科学部教授)	柄本一三郎
5	全国社会福祉施設経営者協議会	経営対策委員長 (社会福祉法人聖隸福祉事業団常務理事)	武居敏
		障害者施設経営委員長 (社会福祉法人すぎのこ会理事長)	岩崎俊雄
6	日本介護支援専門員協会	副会長 (社会福祉法人晋栄福祉会理事長)	濱田和則
7	卒業生	社会福祉法人浴風会ケアスクール校長	服部安子

II　自己評価及び第三者評価の実施概要

1. 自己評価の実施

平成 20 年度に専門職大学院研究科委員会構成員により、社団法人日本社会福祉教育学校連盟が作成した社会福祉専門職大学院評価基準に則り、評価項目について、平成 20 年度の現状をもとに教育・研究の自己評価を実施した。

2. 第三者評価の実施

第三者評価委員は、社会福祉職能団体や関係機関に対し、評価委員の推薦をお願いし、各機関より 10 名の学識を有する方々に第三者評価委員をお引き受け頂き、第三者評価委員会を開催した。

第三者評価委員会は、2 回開催し、評価項目及び評価方法の検討や訪問調査による視察及び調査面談が行われている。

3. 実施日程

① 自己評価

平成 20 年 5 月～10 月	自己評価の実施
平成 20 年 10 月下旬	自己評価書作成

② 第三者評価

平成 20 年 5 月	第三者評価委員の推薦
平成 20 年 8 月	第三者評価委員の委嘱
平成 20 年 9 月 16 日	第 1 回第三者評価委員会の開催
平成 20 年 12 月 22 日	訪問調査及び第 2 回第三者評価委員会の開催
平成 21 年 3 月	評価報告書の作成

III 第三者評価委員会記録

1 第1回

日 時 平成 20 年 9 月 16 日 (火) 10:00 ~ 11:30

場 所 東京国際フォーラム G401 会議室

出席者

(1) 評価委員

高橋重宏委員長、池田恵利子委員、市川一宏委員、岩崎俊雄委員、
武居敏委員、柄本一三郎委員、服部安子委員、濱田和則委員

(2) 専門職大学院

大橋謙策学長、今井幸充研究科長、木戸宜子准教授、金井博事務局長

会議次第

- | | |
|---------------------------------|----------|
| ① 開催の挨拶 | 大橋謙策学長 |
| ② 第三者評価委員のご紹介 | 今井幸充研究科長 |
| ③ 評価スケジュール | 今井幸充研究科長 |
| ④ 第三者評価委員会委員長の選出 | 今井幸充研究科長 |
| ⑤ 評価項目及び評価の視点、並びに
評価方法に関する検討 | 高橋重宏委員長 |
| ⑥ 質疑 | |
| ⑦ 今後の予定 | |

2 第2回

日 時 平成 20 年 12 月 22 日 (月) 10:00 ~ 15:30

場 所 日本社会事業大学 第3会議室

出席者

(1) 評価委員

高橋重宏委員長、池田恵利子委員、市川一宏委員、岩崎俊雄委員、
武居敏委員、長谷川匡俊委員、服部安子委員、濱田和則委員、
松山茂樹委員

(2) 専門職大学院

大橋謙策学長、今井幸充研究科長、阿部實教授、植村英晴教授、
田島誠一教授、新津ふみ子教授、若穂井透教授、木戸宜子准教授、
藤井賢一郎准教授、古屋龍太准教授、宮島清准教授、矢部正治准教授

会議次第

- | | |
|-----------------------|----------|
| ① 開催の挨拶 | 今井幸充研究科長 |
| ② 訪問調査スケジュールの確認 | 高橋重宏委員長 |
| ③ 学生面談 | |
| ④ 評価委員と専門職大学院専任教員との面談 | |
| ⑤ 評価報告書のまとめ方 | 高橋重宏委員長 |
| ⑥ 訪問調査状況報告及び今後の予定 | 高橋重宏委員長 |
| ⑦ 閉会挨拶 | 大橋謙策学長 |

IV 日本社会事業大学専門職大学院に対する第三者評価結果

I 評価結果

社団法人日本社会福祉教育学校連盟を主体とする日本社会事業大学専門職大学院 第三者評価委員会における評価の結果、貴専門職大学院は、社会福祉系専門職大学院基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2013（平成25）年3月31日までとする。

II 総評

本第三者評価は、社団法人日本社会福祉教育学校連盟大学院教育検討委員会で作成した社会福祉系専門職大学院評価基準を基本とし、日本社会事業大学専門職大学院が大学評価・学位授与機構に提出した【認証評価基準10 財務】を追加資料として、第三者評価を行った。ゆえに本第三者評価結果は、評価基準1から8までと、【大学評価・学位授与機構 評価基準10】という構成となっている。

なお、評価基準（資料1）の作成は、社団法人日本社会福祉学校連盟大学院教育検討委員会並びにワーキンググループで行った（資料2）。本第三者評価結果は、社団法人日本社会福祉教育学校連盟でとりまとめた。

1 理念・目的・教育目標の達成への姿勢

貴専門職大学院の本体である日本社会事業大学は、昭和21年11月創設以来、国（厚生労働省）の委託による「指導的社会福祉従事者の養成」及び「モデル的社会福祉教育に関する研究」を行い、日本全体の社会福祉教育・研究の向上に寄与することを建学の礎として運営されてきた。厚生労働省の「社会事業学校経営委託費交付要綱」では、その交付目的を「将来社会福祉事業に従事する者及び現に社会福祉事業に従事している者に対し、社会福祉事業の理論及び技術を体得させることにより指導的社会福祉事業従事者を養成することを目的とする」とされている。

これを受け、貴専門職大学院では、「深い人間理解と広い社会的視野に基づいて、日常生活に支障のある人々の人権擁護や自立支援に必要な高度な知識及び技術を修得させ、福祉分野で指導的や役割を担うマネジメント技法等をふまえたソーシャルワーク専門職を養成することを目的とする。」と規定している。さらに、専門職大学院の教育目標として、「深い人間理解を基に、人間の行動と社会システムに関する知見を活用して、ケアマネジメントコースでは人権擁護と自立生活を支援することを目的

に、ケアマネジメントを手段として活用するソーシャルワーク実践について、事例に基づき高度な知見と技術の修得を、ビジネスマネジメントコースでは「措置から契約」を踏まえた社会福祉法人の経営戦略とノウハウや、福祉コミュニティビジネス、福祉NPO法人及び福祉関連企業の設立と運営に関するノウハウの修得を目指す。」としている。

さらに、平成16年度には厚生労働省と協議のうえ「中期目標・中期計画」を策定し、基本理念及び基本目標を設定し、教育研究の基本方針、人材養成及び達成する基本的成果を示している。

組織としての種々の活動は着実に実施されていると見られるものの、専門職大学院の目的・教育目標が大学院生にどの程度理解され浸透しているかについては、必ずしも十分とは言えない。今後は広報や履修要項、カリキュラムの中で、一層周知を徹底させていく努力が望まれる。

2 自己点検・自己評価、FDの体制

自己点検・自己評価、FDいずれも委員会を設置し点検・評価の実施内容を具体的に明示して、不斷に取り組んでいる。

しかし、FDについては実際の教育改革やカリキュラム改定にどのような効果をもたらしたのかを明確にされていなかった。その最大の要因は、FDメンバーとカリキュラム委員会、研究科小委員会等の員会のメンバーが重なり、それらの同議題として協議されることが多かったためであり、FDの具体的効果を明確に図ることができなかつたという問題点があった。この問題に対して、委員からの質問に「この反省をこめて、2009年度からは、FDを本来の教員の教育能力を高めるための実践的方法の検討機関として、外部講師等を呼んでの講義や講義・演習方法の改革に努めたいと考えています。」と回答している。今後、専門職大学院として、自己点検・自己評価、FDの体制をより一層発展させることが望まれる。

専門職大学院の専任教員の研究業績を見ると業績の量においてあまりにも格差がある。今後は教員評価を細かく行い、業績の少ない教員に対する対策を検討することが望まれる。

III 基準別の評価

基準1 理念・目的・教育目標

貴専門職大学院の本体である日本社会事業大学は、昭和21年に創設されてから一貫して、厚生労働省の委託による「指導的社会福祉従事者の養成」及び「モデル的社会福祉教育に関する研究」を行い、日本全体の社会福祉教育・研究の向上に寄与することを建学の礎として運営してきた。平成16年に専門職大学院を創設し、「深い人間

理解と広い社会的視野に基づいて、日常生活に支障のある人々の人権擁護や自立支援に必要な高度な知識及び技術を修得させ、福祉分野での指導的役割を担う人材養成を目的としている。ジェネリックソーシャルワークを踏まえさらにスペシフィックソーシャルワークを体得したソーシャルワーカー養成をめざしている」として、福祉マネジメント研究科・福祉マネジメント専攻において、ケアマネジメントコースとビジネスマネジメントコースを設置し、教育を行ってきた。

教育目標等は、入学試験要項やホームページに明記されており、その内容も専門職学位課程制度の目的に適ったものであると考える。

検証結果の改革・改善につなげる仕組みは、運営小委員会での検討後、FD協議会によりカリキュラム改革の検討を行ったとあるが、より詳細な改革・改善の仕組みを示すことが必要である。

なお、社会福祉系では全国で唯一の専門職大学院であるが、何を学び、どのようなコンピテンシーを修得し、専門職大学院修了ということをどのように社会で活かしていくかを、もう少しわかりやすく受験生や社会に広める必要がある。社会福祉士国家試験受験資格は大学等で取得できるのであるから、専門職大学院では、社会福祉士資格取得者や福祉従事者等を対象にするなどとして、より高度な実務家養成に特化することが望まれるとともに、学則や具体的な *education policy* は教員が遵守すべきものであり、院生が就学を目指す際、また入学後に自己の研究や学習を進める上で、貴大学院で何を目指して教育が行われるかを理解し、自己学習を進めるための指針となるものであるから、院生により明瞭に分かるようにすることが望まれる。

基準2 入学者選抜

入学者受入方針（アドミッションポリシー）が文章でホームページをはじめ、入試要項や大学院案内に明示し受験生等に広く配布されるとともに、さらに専門職大学院説明会を開催して参加者へ詳細な説明がなされている。

また、大学院生からのヒアリングにより、入学決定時には個々の学生の入学目的や動機、修了後将来福祉分野のどの方面を目指していく方向を持っているかなど、大学（または教員）により確認が行われている状況が把握できた。今後は、例えば「新たな福祉の将来」または「新たな福祉の将来をリードする」などが指し示すところなど、アドミッションポリシーがより具体的に示されることなどが期待される。

入学者の選抜基準・選抜方法は、専門職大学院研究科委員会で審議・決定され、入学試験要綱に明示し、専門職大学院説明会においても詳細に説明がなされている。平成19年度、平成20年度のAO入試及び平成21年度の一般入試の面接審査は、福祉サービスの利用者による面接試験を取り入れた先駆的な取り組みを行っている。「社会福祉士・精神保健福祉士有資格者入試」「推薦入試」「一般入試」等の複数の入学者選抜方法を採用するなど、当専門職大学院の教育目標に沿った工夫がなされている。

障害のある方への配慮は、受験する仕組みや体制が障害の種別・程度に応じて整備されており、更に入試の配慮のみならず、入学後の学習・学生生活についても個別的な相談体制を設けている。

一方で、平成 17 年度以降入学者数が入学定員に満たない状況が見られるが、大学院について主要都市を中心とした全国的広報活動の展開や、中期的には長期履修制度の導入などにより志願者数を増加させ、適切な入学者選抜ならびに定員に対する入学者数の適正化を図る取組がなされていると認められる。しかしながら、志願者増など数値的にはこれらの取組の成果はまだ見られておらず、少なくとも平成 21 年度志願者の状況や選抜結果などを見て評価をすることが必要と考えられる。なおこの際、近年の少子化による入学対象者減少や大学や養成施設入学者の激減など、養成機関を含めたいわゆる福祉人材不足については考慮されるべきであろう。

近年の福祉分野における制度面での変化や介護や保育、社会的養護を必要とする対象者など、需要が増える分野への人材供給などから、スーパーバイザーや広い意味での福祉事業経営者層、あるいはコミュニティソーシャルワーカーなど、社会の求めに応じた多様な人材養成が可能となるカリキュラム構成を、引き続き検討を行われたい。こうした観点からは、全国社会福祉経営者協議会や日本社会福祉士会協力による講座開講や客員教授採用については、実践現場の動向を取り入れ連携を図る上で優れた試みであると評価できる。今後、より日常的に実践現場の動向を取り入れたカリキュラムが講義内容などに反映されることを期待する。

入学定員（80 名）に対する入学者数は、開設初年度は定員通りの入学者が確保されたが、それ以降は入学定員に対する充足率は 0.70 から 0.85 の間で推移しており、在籍者数も同様である。志願者においても開設初年度以外は入学定員に対して下回っている年度が多く、当専門職大学院の目的・教育目標に沿った学生を受け入れるためには、開設初年度程度の志願者数の確保、又は入学定員の見直しなどの検討が望まれる。

基準 3 教育課程及び内容・方法

教育課程や内容が養成に相応しいものとなっているかどうかについては、開講されている両コースについて、どの程度有意的に入学者が選抜・養成されているか確認したところ、社会福祉実践の指導的立場にある多くの卒業生を輩出していることが確認された。また、専門社会福祉士制度などの動向を見据えたアドバンスコースの構想など、時代に即した養成が先駆的に行われることが期待される。

修業年限短縮時の配慮としては、平成 21 年度からの長期履修制度導入や他大学院の授業科目履修を認めるなど、多様なニーズ等に配慮されていると認める。この点については最終的に志願者数の増加によってそのアウトカムが図られたかどうかを自ら検証されることを希望する。

適切な方法等により授業を行うなどの配慮は、「実践型実習」が GP プログラムとして行われているなど、種々の方法により授業が行われていると認める。

教員間での情報共有と必要な対応の実施では、社会福祉士等有資格者と無資格者における実習など履修教科の多寡や評価を課題認識され、長期履修制度導入検討などの対処が行われているなど、教員間の情報共有やそれに基づいて必要な対応がとられていると認める。

全国社会福祉経営者協議会や日本社会福祉士会協力による講座開講や客員教授採用については、実践現場の動向を取り入れ連携を図る上で、特に優れた試みである。

基準4 教育の質の向上及び改善

教育の質の向上及び改善を行う責任主体と権限は、専門職大学院研究科委員会にあり、教育の質の向上を図るためにカリキュラム検討委員会を設け、そこで各授業科目のリアクションペーパーあるいは院生の個別指導の中から挙がってきた諸問題を協議している。また、就業しながら修学できるカリキュラムの希望が多いことから、平成 21 年度より長期履修制度を取り入れている。これらの制度の導入に見られる一連の検討過程は理解できた。また、責任主体、権限が研究科委員会にあることも納得できた。しかし、日本社会事業大学大学院という組織の性格から、どのような福祉教育を目指すかという点に関して、より明確にすることが望まれる。

就職先の調査については、就職支援センターで行い、得られた結果は研究科委員会で報告され職員で共有し、問題点や課題があれば、小委員会で協議している。その成果として、平成 20 年度は、アドバンス・ソーシャルワーカー認定制度の創設を決定したとあるが、アドバンスの意味が不明確である。生涯学習制度に位置づけているという説明があるが、アドバンスという用語が生涯学習と一致するのかどうか、その結果どのようなメリットがあるのか等を明確に学生に示すことが必要である。

FD 委員会は、院生のリアクションペーパーや個別指導の内容を委員会に挙げ、教務主任、コース主任の協議のもと、次年度のカリキュラムに反映させるようにしている。既資格者は自己学習テーマに即した現場実践型実習に対して余裕を持って修習できるカリキュラムとしたことは評価できる。

キャリア開発の内容と効果については、就職支援等の積極的な取り組みが認められ、その成果も挙がっており、キャリア開発のプロセスとしては、ポートフォリオ方式による確認作業を行っていることは評価できる。しかし、就職先の説明等で何をもって管理職と捉えるか、十分理解できない点も残される。専門職のより明確な位置づけと福祉現場の普及啓発、職場水準向上に、専門職大学院として積極的に取り組むことが必要である。

基準5 教育組織等

貴専門職大学院では、専門職としての実務実践を重視する観点から、ケアマネジメント研究・演習・実習、ビジネスマネジメント研究・演習・実習及びソーシャルワーク演習・実習・実習指導をカリキュラムの中核において、これらを専任教員が担当して院生の個別指導の徹底を図るという基本の方針を持って、実務家教員4名を含む専任教員12名(教授8、准教授4)を置いている。特に、高度の教育上の指導能力がある専任教員を専攻ごとに必要数置き、実務家教員は実務経験と関連のある授業科目を担当している。

専任教員の専門分野と最近の研究活動は「社会事業研究所年報」(年1回定期刊行)への掲載を義務付けており、教育活動、研究活動、学会等及び社会における主な活動を掲載し、研究上・実務上の業績等を把握している。

教員の採用基準や昇格基準を適切に定めて運用され、教員への個人研究費は適切に配分している。教員組織の活動をより活性化するための措置として、長期研修出張制度、客員教授の採用(現在2名)、採用の公募制等を実施している。特に、客員教授は現場の第一線での経験が豊富で、研究のあり方や学生指導に役立っている。

教員の教育活動支援の体制は大学院教務課がバックアップする体制をとっている。教育活動の評価については、院生による授業評価を平成19年度から導入しており、教員の大学院の運営への貢献については、各種委員会、担当主任等の職を置きこれらで評価している。授業評価については、院生の評価に止まらず他の方法も含めて評価方法を検討し、さらに事業内容や方法の精度を高めるための検討が望まれる。

基準6 教育環境及び運営

専門職大学院の施設・設備の整備・活用については、教育目標に沿って有効に整備・活用されており、図書関係の整備についても、社会福祉・社会保障に関する図書を中心に体系的に整備され、ホームページへの情報リソースページの作成等有効活用を図っていると判断する。また、管理運営のための組織については、教育組織、事務組織共に専門職大学院の目的達成のために有効に機能していると判断する。

専門職大学院の運営については、厚生労働省からの委託費の交付により行われ、建物・設備についても国有財産を使用している。このような公設民営の性格を有する学校法人という特殊な立場から、安定した経営が期待できる。

しかし、専門職大学院の性格から、経営マネジメント関係の図書のなお一層の整備が望まれる。また、校舎建築後20年を経過していることから、大規模修繕、各所修繕の実施計画の策定と財源確保についての検討が必要である。併せて、厳しい社会経済情勢、国家財政の状況等から、法人独自事業による自主財源確保等財政基盤の確立について検討することが望まれる。

基準7 学生への支援体制

学生生活に関する支援・指導体制については、教務部学生課及び就職支援センターが学生生活一般の相談から奨学金、国家試験受験対策と幅広い相談に対応する体制が確立されている。心身の健康保持・増進するための相談支援体制においても、保健管理センター及び学生相談室が設置されている。前者が週6日開室されているのに対し、後者は非常勤カウンセラーを配置していることは大いに評価されるが、週2日と開室日が少なく、自己評価でも記されているように開室日の拡大が望まれるところである。

各種ハラスメントに関する規定は「セクシュアル・ハラスメントの防止・対策等に関するガイドライン」及び「セクシュアル・ハラスメントの防止・対策等に関する規程」が整備され、これに基づいた相談窓口設置等の対応や学生・教職員等に対しての周知・啓発を図っている。セクシュアル・ハラスメント以外の各種ハラスメントについても対応しているとのことであるが、今後、所謂パワー・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントといった各種のハラスメントに対して総合的に対応できる規程等の整備が望まれる。奨学金等の学生への経済的支援等については、独自の奨学金制度も含めて多様な制度が充実している。

学生の進路選択に関する情報提供・相談・支援体制については、就職支援センターを設置するとともに、就職対策委員の教員による就職ガイダンス等の機会等で行われている。また実務経験を踏まえたゼミ担当教員や同窓会支部等を活用しての情報提供も行われている。

課程修了後のキャリア開発では、福祉経営公開フォーラムの開催や日本社会福祉士会及び全国社会福祉施設経営者協議会と連携・協働で充実した取り組みが行われている。

身体に障害のある学生に対しては、入試時間・学生生活相談・駐車場・奨学金等のさまざまな配慮や支援体制の整備がなされている。今後、可能な限りの校舎間移動や、建物内のバリアフリー化の推進が期待される。

留学生や社会人受入れのための支援に関しても、さまざまな制度活用支援や相談体制は整備されている。

学生が安んじて学修に専念できるような特色ある取り組みとして、オリエンテーション・キャンプを実施しており、単に教員と学生との交流に留まらず、1年間という限られた学修期間において、計画的に目標を遂行していく過程で非常に有効な機会となっている。

学生生活の支援体制の検証及び必要な改善については、卒業時に学生に対し無記名でのアンケートを実施し、これをもとに改善・向上に向けた検討が行われている。

基準8 情報公開・説明責任

福祉専門職大学院として、その使命、教育目標、教育プログラムの特色、教育課程の構造、修了者の進路、就職等について、大学院案内及びホームページ等を通じて、定期的かつ継続的に情報公開を行っている。

ただし、入学希望者等が修了後の進路に希望を持てるよう、また専門職大学院の社会的存在意義についての説明責任を果たすためにも、修了後の状況についてより明確なイメージがつかめるように、修了生の活躍を入学案内等に表すことが必要かつ望ましいと思われる。また、記載時期が異なるためか、ホームページと入学案内の記載の食い違いがある等、情報に統一性が取れていないところがある。現在、職業についている者が新たに就学を考える際や一般社会に専門職大学院を知っていただくには、ホームページの重要性が大きい。適切に更新をし、より一層ホームページの充実と活用が望まれる。

個人情報保護等の観点から個人情報の公開ルールの確立が望まれる。

【大学評価・学位授与機構 評価基準10】

貴法人は、大部分の校地・校舎を国との契約による国有財産をもって充てており、かつ指導的・社会福祉事業従事者の養成を目的とし、国（厚生労働省）から社会事業学校経営委託費の交付を受けるという特殊な学校経営がなされている。平成16年度から同19年度までの資産及び負債の推移からは、長期借入金等の固定負債もなく、流動負債についても、これに相当する流動資産を十分保有していることが認められる。

財務関係比率では、帰属収入（法人）の構成比をみると、学生生徒納付金が約60%、補助金（厚労省からの経営委託費）約30%、事業収入等が約10%となり、学費依存率が私立大学の平均を大幅に下回るよい数値を示している。ただし、国の財政状況からみて、補助金の持続的な確保には厳しいものがあると考えられるので、今後に向けて、学費等の見直しを含めた抜本的な収入改善策が望まれる。この点は、平成19年度資金収支内訳表によって本専門職大学院の収支状況を見た場合でも、収支差額は二千数百万円のマイナス計上となっており、収入の内訳は学費と補助金でそれぞれ50%を占めていることから、定員管理の強化を含めた改善が必要である。

また、財務諸表等の公表、監事による監査、監査法人（公認会計士）による監査はいずれも適切に行われている。なお、私立学校法の改正（2005年）の趣旨を踏まえ、貴法人の規模や実情に応じた内部監査組織の速やかな整備が望まれる。

資料 1

社会福祉系専門職大学院評価基準

基準 1 使命・目的・教育目標

社会福祉系専門職学位課程は、社会福祉の分野におけるプロフェッショナルとして、国内外で活躍できる高度専門職業人の養成に特化した大学院教育課程であり、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的に設置している。

各大学は、福祉系専門職大学院の使命・目的および教育目標を明確に定め、それを学内外に広く公表するとともに、社会的要請の変化等を視野に入れながら、絶えず教育目標や内容・方法の適切性について検証を行い、使命・目的の実現に向けて改善に努めることが必要である。

- 各専門職大学院の目的（大学院設置基準第1条の2において定めることとされている目的をいう。）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に適合するものであること。

基本的な観点

項目	評価の視点
使命・目的・教育目標の適切性	1－1 各専門職大学院の使命・目的および教育目標が明確に定められているか。 【大学院設置基準 第1条の2】 1－2 使命・目的・教育目標は、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこととする」という専門職学位課程制度の目的に適ったものであるか。 【「専門職」第2条】 1－3 使命・目的・教育目標のなかに、養成すべき人材像が適切に表現されているか。
使命・目的・教育目標の検証	1－4 使命・目的・教育目標のなかに、職業倫理の涵養について適切に盛り込んでいるか。 1－5 教育目標の達成状況等を踏まえて、教育目標の検証が適切に行われているか。 1－6 検証結果を改革・改善に繋げる仕組みが十分整備されているか。

基準2 入学者選抜

- ・入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）・選抜基準・選抜方法に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- ・障害のある者等が受験するための仕組みや体制が整備されていること。
- ・定員管理が適切に行われていること。
- ・入学者選抜方針、基準、方法のあり方を、継続的に検証する組織体制や仕組みが確立されていること。

基本的な観点

項目	評価の視点
入学者受入方針	2-1 各専門職大学院の使命・目的・教育目標に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。 2-2 入学者の選抜基準・選抜方法は明確に定められているか。
実施体制	2-3 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が、適切な実施体制により公正に実施されているか。
多様な選抜	2-4 複数の入学者選抜方法を採用している場合、それぞれの選抜方法の位置づけおよび関係は適切であるか。
障害のある者への配慮	2-5 身体に障害のある者等が入学試験を受験するための仕組みや体制が整備されているか。
定員管理	2-6 福祉系専門職大学院の教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数および学生収容定員に対する在籍学生数は適正に管理されているか。 2-7 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組みが行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。
入学者選抜方法の検証	2-8 入学者選抜の方針・選抜基準・選抜方法等のあり方について、継続的に検証する組織体制や仕組みが確立されているか。

基準3 教育課程及び内容・方法

- ・教育課程が社会福祉の理論と実践の架橋に留意しつつ、各専門職大学院の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名との関係において適切であること。
- ・教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- ・成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。
- ・学習を進める上での履修指導が適切に行なわれていること。

基本的な観点

項目	評価の視点
教育課程の編成	<p>3-1 社会福祉の理論と実践の架橋に留意しつつ、各専門職大学院の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。【「専門職」第2, 6条】</p> <p>また、教育課程が以下の事項を踏まえた内容になっているか。</p> <p>(1) 教育課程が、社会福祉実践に必要な専門的知識、思考力、分析力、表現力を習得させるとともに、社会福祉実践現場における指導的立場を担う者としての高い倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。</p> <p>(2) 社会福祉に関する講議、演習、実習に関する科目が適切に配置されていること。</p> <p>(3) 基本的な内容、発展的な内容、実践的な内容、事例研究等を取り扱う科目がそれぞれ開設されるなど、段階的な教育を行なうことができるよう教育課程が編成されていること。</p> <p>3-2 教育課程や教育内容の水準が、社会福祉分野の期待に応え、指導的立場の社会福祉実践者を養成するのにふさわしいものとなっているか。</p>

履修体系	<p>3-3 授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿つたものであり、社会福祉の研究動向、実践状況を反映したものとなっているか。</p> <p>3-4 履修科目的登録の上限設定等の取り組みを含め、単位の実質化への配慮がなされているか。【「専門職」第12条】</p> <p>3-5 学生の履修に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。</p> <p>3-6 標準修業年限を短縮している場合（例えば、1年制コースを設定する等）には、各専門職大学院の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮がなされているか。【「専門職」第16条】</p> <p>3-7 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他研究科の授業科目の履修、他大学との単位互換等）に配慮しているか。</p>
授業の方法等	<p>3-8 指導的立場の社会福祉実践に必要な事例研究、フィールドスタディ、グループ討論、スーパービジョン、その他の適切な方法により授業を行なう等の配慮がなされているか。【「専門職」第8条】</p> <p>3-9 実習内容が、指導的立場の社会福祉実践者を養成するのにふさわしいものとなっているか。</p> <p>3-10 実習及び実習指導が、実習施設との協力体制の上で行われ、学生が実践スキルを身につける上で効果的なものとなっているか。</p> <p>3-11 ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数が、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数になっているか。【「専門職」第7条】</p> <p>学生数は教員一人当たり1学年15人となっているか。</p> <p>演習・実習指導科目的クラスサイズは、十分な教育効果を得るのに適切な人数になっているか。</p> <p>3-12 通信教育を行なう場合には、面接授業（スクーリング）もしくはメディアを利用して行なう授業の実施方法が整備され、適切な指導が行なわれているか。</p>

授業計画 ・履修指導	<p>3-13 教育課程の編成に趣旨に沿って1年間の授業計画、授業の内容・方法等が明記された適切なシラバスが作成され、活用されているか。</p> <p style="text-align: right;">【「専門職」第10条】</p> <p>3-14 学生の履修指導及び学習相談、助言が学生の多様性（履修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行なわれているか。 また通信教育を行なう場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行なわれているか。</p>
単位認定 ・成績評価	<p>3-15 各専門職大学院の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として作成され、学生に周知されているか。</p> <p style="text-align: right;">【「専門職」第10条】</p> <p>3-16 収容定員や在籍学生数に応じて、学位授与が適切に行われているか。</p> <p>3-17 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。 また、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられているか。</p> <p style="text-align: right;">【「専門職」第10条－2】</p>
情報共有	3-18 学生の状況や各教員の授業内容、指導方法等について、教員間で情報が共有され、必要な対応が図られているか。

基準4 教育の質の向上及び改善

- ・教育の状況等について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取り組みが行われており、機能していること。
- ・教員等に対する研修等、その資質の向上を図るための取り組みが適切に行われていること。

基本的な観点

項目	評価の視点
自己点検・評価	<p>4－1 専門職大学院における学生受入の状況、教育の状況及び成果や効果について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が組織的に行われているか。また、教育効果を評価する指標や基準の開発に取り組んでいるか。</p> <p>4－2 学生からの意見聴取（授業評価、満足度評価、学習環境評価等）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。</p> <p>4－3 修了者の進路を把握する体制が整備されているか。また、修了者の進路先等における活躍の状況や評価を把握する体制が整備されているか。</p> <p>4－4 学外関係者（<u>専門職能団体</u>、専門職大学院の教職員以外の現任社会福祉士、就職先等の関係者等、福祉サービス利用者などの当事者）の意見や専門職域に係わる社会のニーズが教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。</p>

質の向上・改善	4-5 自己点検・評価の結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取り組みが組織的に行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。
	4-6 個々の教員は、自己点検・評価の結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。
	4-7 ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。特に、実務家教員の教育上の指導能力の向上及び研究者教員の実務上の知見の充実に努めているか。【「専門職」 11条】
	4-8 ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

基準5 教員組織等

- ・教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- ・教員の採用及び昇格等の基準が、適切に定められ、運用されていること。
- ・教育の目的を達成するための基礎となる研究活動等が行われていること。
- ・教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。

基本的な観点

項目	評価の視点
教員組織	<p>5-1 教員組織編成のための基本の方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。</p> <p>5-2 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。またそれらの教員のうちには、次の各号のいずれかに該当しつつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員が、専攻ごとに「文部科学大臣が別に定める数」以上に置かれているか。</p> <p style="text-align: right;">【平成15年文部科学省告示第53号第1条。】</p> <p>(1) 社会福祉について教育上または研究上の業績を有する者 (2) 社会福祉について高度の技術・技能を有する者 (3) 社会福祉について特に優れた知識及び経験を有する者</p>

教員配置	<p>5－3 専任教員のうち、社会福祉実践現場においておおむね5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（以下、実務家教員という。）が、「文部科学大臣が別に定める数」のおおむね3割に相当する人数（＊）置かれているか。</p> <p style="text-align: center;">【平成15年文部科学省告示第53号第2条。】</p> <p>*3割に3分の2を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内の人数については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。</p> <p>実務家教員は以下の者に限っているか。</p> <p>(1) 下記のすべてについて該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 社会福祉系の大学院の修士号を有すること。 (イ) 社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を有していること (ウ) 10年以上の実務経験を有すること (エ) 社会福祉機関・施設などの社会福祉実践現場において、管理的立場についていた経験を有すること (オ) 日本社会福祉学会等の日本学術会議登録団体の学会における、口頭発表あるいはポスター発表等の業績を有すること <p>(2) 上記のものと同等のものと認められる者</p> <p>5－4 各専門職大学院において教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授または準教授が配置されているか。</p> <p>5－5 実務家教員が、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当しているか。</p> <p>5－6 教員の授業担当時間は、教育の準備および研究に配慮したものとなっているか。</p>
------	---

教員評価	<p>5－7 演習・実習指導科目等において学生の個別指導を担当する教員の、担当学生数、担当科目数のバランス等について配慮がなされているか。</p> <p>5－8 教員の教育上の経験や経験、教育上の指導能力等について、把握、評価がなされているか。</p> <p>5－9 教員の過去5年間程度における教育上または研究上または実務上の経験及び能力の業績等について把握、評価がなされているか。</p> <p>【専門職大学院に關し必要な事項について定める件 第2条】</p> <p>5－10 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、運用されているか。</p>
教育研究活動	<p>5－11 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行なわれているか。</p> <p>5－12 教員に対する個人研究費が適切に配分されているか。</p> <p>5－13 各専門職大学院の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、サバティカル（研究専念期間）制度、任期制、公募制、終身在職権制度等の導入、年令及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保等が考えられる。）が講じられているか。</p> <p>5－14 教員の教育活動を支援する仕組み・体制が整備されているか。 教員の教育活動について、適切に評価する仕組みが整備されているか。</p> <p>5－15 教員の研究活動を支援する仕組み・体制が整備されているか。 教員の研究活動について、適切に評価する仕組みが整備されているか。</p> <p>5－16 教員の所属専門職大学院の運営への貢献について、適切に評価する仕組みが整備されているか。</p>

基準6 教育環境及び運営

- ・社会福祉系専門職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備並びに図書、学術雑誌等の教育研究上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。
- ・社会福祉系専門職大学院における教育活動等を適切に遂行できる財政的基礎を有していること。

- ・社会福祉系専門職大学院の目的を達成するために必要な管理運営のための組織及び事務組織が整備され、機能していること。

基本的な観点

項目	評価の視点
施設・設備	<p>6－1 専門職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備として、講義室、演習室、実習室等が整備され、有効に活用されているか。</p> <p style="text-align: right;">【「専門職」 17条】</p> <p>6－2 自主的学習環境として、自習室、グループ討論室、情報機器室等が十分に整備され、効果的に利用されているか。</p> <p>6－3 専任教員の個別研究室の整備等、十分な教育研究環境が用意されているか。</p>
資料・情報	6－4 図書、学術雑誌、電子媒体、視聴覚資料、その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。
運営管理	<p>6－5 専門職大学院における教育活動等を適切に遂行できる財政的基礎を有しているか。</p> <p>6－6 管理運営のための組織及び事務組織が、各専門職大学院の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。</p> <p>6－7 管理運営のための組織及び事務組織が、各専門職大学院の目的を達成するために、効果的な意志決定が行える組織形態となっているか。</p>

基準7 学生への支援体制

- ・学生が在学期間に専門職大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、専門職大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。
- ・専門職大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図れることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。
- ・学生が在学期間に専門職大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

基本的な観点

項目	評価の視点
学生生活支援	7-1 学生生活に関する支援・指導体制が確立されているか。 7-2 学生の心身の健康を保持・増進するための適切な相談・支援体制が整備されているか。 7-3 各種ハラスメントに関する規定および相談体制が適切に整備され、それが学生、教職員および関係者へ周知されているか。 7-4 奨学金その他学生への経済的支援についての適切な相談・支援体制が整備されているか。
キャリア開発支援	7-5 学生の進路選択に関わる相談・支援体制が適切に整備されているか。 7-6 学生の進路選択のための資料・情報が整備されているか。 7-7 学生の課程終了後のキャリア開発に関して適切な助言・指導の体制が整備されているか。 7-8 キャリア教育開発のために、実践現場や専門職能団体との連携・協働体制が整備されているか。
多様な学生支援	7-9 身体に障がいのある者等を受け入れるための適切な支援体制が整備されているか。 7-10 留学生、社会人学生等を受け入れるための適切な支援体制が整備されているか。 7-11 学生が安んじて学修に専念できるよう、学生生活の支援に関する特色ある取組みを行っているか。
支援体制の検証	7-12 学生生活に関する支援・指導体制を継続的に検証する仕組みが確立されているか。また、その向上に向けて必要な改善が行われているか。

基準8 情報公開・説明責任

- ・教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されること。
- ・教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

基本的な観点

項目	評価の視点
情報公開内容	<p>8-1 専門職大学院の使命・目的および教育目標について、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか。【大学院設置基準 1条—2】</p> <p>8-2 専門職大学院の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッショング・ポリシー）について、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか。</p> <p>8-3 専門職大学院の教育課程、学則、授業料、学生への支援体制などの重要事項について、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか。</p> <p>8-4 学位の授与状況等について、院内及び社会に対して、その結果の公表が定期的かつ継続的に実施されているか。</p> <p>8-5 修了者の進路について、院内及び社会に対して、その結果の公表が定期的かつ継続的に実施されているか。</p> <p>8-6 修了者の進路先等における活躍の状況や評価について、院内及び社会に対して、その結果の公表が定期的かつ継続的に実施されているか。</p> <p>8-7 自己点検・評価の結果について、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか。【学校教育法第109条の1】</p> <p>8-8 教員の教育上または研究上の業績等について、院内及び社会に対して、その結果の公表が定期的かつ継続的に実施されているか。</p> <p>8-9 専門職大学院の組織運営と諸活動の状況について、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか。</p>
情報公開規定	8-10 学内外からの要請による情報公開のための規程および体制は整備されているか。
情報公開の検証	8-11 現在実施している情報公開が、社会に対する説明責任の役割を果たしているかどうかを検証する仕組みを整備しているか。

資料2

社団法人日本社会福祉教育学校連盟大学院教育検討委員会
並びにワーキンググループ名簿

	区分	委員名	
1	大学院教育検討委員会	関西福祉科学大学	太田 義 弘
2		東北福祉大学	小笠原 浩一
3		龍谷大学	大友 信 勝
4		東洋大学	委員長 高橋 重 宏
5		上智大学	柄本 一三郎
6		関西学院大学	室田 保 夫
7	ワーキンググループ	法政大学	稻沢 公一
8		日本社会事業大学	木戸 宣子
9		立教大学	湯沢 直美
10		上智大学	高山 恵理子
11	事務局長代理	東洋大学	藤林 慶子